

宇治市天ヶ瀬墓地公園

申込のしおり

財団法人 宇治市霊園公社
宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所

宇治市天ヶ瀬墓地公園使用申込の「しおり」

宇治市天ヶ瀬墓地公園の使用者を募集します。

この「しおり」をよくお読みになったうえ、所定の申込書によりお申込みください。

なお、抽選決定後も諸手続きが必要ですので申込後も大切に保管しご利用して下さい。

お問合せ先

財団法人 宇治市霊園公社天ヶ瀬墓地公園管理事務所
〒611-0021 宇治市宇治金井戸 7 番地の 4 4
(0774) 39 - 9205 代表

宇治市役所 市民環境部政策室環境企画課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地
(0774) 22 - 3141 代表

募集墓所

名称 宇治市天ヶ瀬墓地公園

所在地 宇治市宇治金井戸 7 番地の 44 ほか

面積・料金表

墓所区分・面積 (間口×奥行)	墓所使用料	墓園管理料	
		次年度以降	初年度(月割)
2㎡墓所 (1.30×1.55)	500,000 円	4,000 円	初年度は使用決定日 以降の月数
3㎡墓所 (1.50×2.00)	750,000 円	6,000 円	
4㎡墓所 (1.80×2.25)	1,000,000 円	8,000 円	

申込について

申し込み資格

次の(1)～(3)のすべての項目に当てはまる必要があります。

- 宇治市に在住し、住民基本台帳又は外国人登録原票記載事項証明書に記載されている方
- 使用許可決定の日から、5年以内に必ず墓石を建立することが出来る方
- 墓所使用料及び墓園管理料を、納入期限までに一括して納入することが出来る方

使用者募集の日程

申し込み方法

「しおり」に同封の天瀬墓地公園使用申込書、抽選番号通知書、に必要事項を記入、押印し、抽選番号通知書及び抽選結果通知用封筒に必要額切手をはり、申込書送付洋封筒に入れ、宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所へ届出をするか、又は必要額切手を貼って郵送してください。

送り先

〒611-0021

宇治市宇冶金井戸7番地の4 4

宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所 行

申込みにあたっての注意事項

申込みは1世帯1墓所(1区画)とします。すでに天ヶ瀬墓地公園の墓所を使用されている世帯の方の申込は出来ません。

墓石の建立、焼骨の埋蔵は使用者以外の名義では出来ませんので使用者となる本人名義で申込んでください。

同一世帯での2通以上の申込み、虚偽の申込み等、不正な申込みが明らかになった場合は、すべてを無効とします。

申込書の記入は、記入例を参考にし、切手の貼ってないもの、押印のないもの、申込み墓所区画が不明なもの等の受付ができず、無効となりますので十分ご注意ください。また受付後の墓所区画の変更はできません。

抽選

使用区画を決定するため、申込み墓所区画ごとも公開により、抽選を行います。

抽選方法は、区画別、㎡毎に抽選番号のついた玉を抽選器に入れ、応募者数の範囲内で区画番号の小さい方から順番に使用区画を決定します。

1) 抽選番号の通知

抽選番号通知書により抽選日の2日前までにお知らせします。

日時 使用者募集日程による 午後9時30分から

場所 天ヶ瀬墓地公園管理事務所

立会者 抽選会参加希望者の中から数名程度を選出し立会いしていただきます。

希望者は申込書の抽選会参加の有無欄の参加に をしてください。

2) 抽選結果の通知

応募者全員に、抽選後すぐに郵送にて通知いたします。また、抽選結果は抽選日から3日間宇治市役所1回口ビーに掲示いたします。なお、電話による問い合わせにはお答えできません。

抽選・決定後の手続き

1) 使用許可申請手続き及び審査

宇治市墓地公園使用許可申請書の受付、審査を次のとおり行います。

受付期間 使用者募集日程による 午後9時～午後4時

受付場所 宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所

宇治市宇冶金井戸7番地の44

(0774) 39 - 9205

必要書類

抽選結果通知書

宇治市墓地公園墓所使用許可申請書（抽選結果通達書に同封したもの）*必ず押印してください。

申込者本人の住民票又は外国人登録原票記載事項証明書1通

使用許可証の書留郵送料（切手470円分）

その他 使用許可申請に必要な書類を完備し、期間内に提出してください。なお、郵送による受付もいたしておりますので、ご利用ください。

2) 使用許可の決定

宇治市墓地公園墓所使用許可申請書を審査し、適当と認められた方に、墓地公園使用許可決定通知書を送付いたします。

3) 墓所使用料、墓園管理料の振込み方法

墓地公園使用許可決定通知書に納付書を同封しますので、次の宇治市指定金融機関にお振込みください。（必ず納期内にお願いします）

納期限までに納入されなかった場合は、墓所使用券を放棄（辞退）されたものとして処置をいたします。

京都銀行、三井住友銀行、三菱東京 USJ 銀行、みずほ銀行、南部銀行、池田銀行、りそな銀行、滋賀銀行、大正銀行、関西アーバン銀行、京滋信用組合、中央三井信託銀行、京都やましろ農業協同組合、京都信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合、近畿労働金庫
郵便局（近畿2府4件）京都府・大阪府・滋賀県・兵庫県・奈良県・和歌山県
以上の本店・支店

宇治市墓地公園墓所使用量の融資斡旋

斡旋を希望される方は、墓地公園使用許可決定通知書を受領後、宇治市役所環境企画課に申し出てください。

連絡先 宇治市役所 市民環境部環境政策室環境企画課（0774）20-8726

（1）資格：次の要件をすべて満たしていること

墓所使用許可決定通知を受けた方

市税を滞納していない方

使用量額から融資額を引いた金額を取り扱い金融機関を通じ市に納入できる方

金融機関が定める融資基準を満たしている方（満65歳以下で年収150万円以上）

（2）融資条件：

融資限度額 50万円以内 5万円単位

融資利率 環境企画課までお問い合わせください。

期間 6ヶ月以上 36ヶ月以内

償還方法 元利均等月賦償還

連帯保証人 1名（満20歳以上でそのものに代わって返済する能力があると認められるもの）

（3）必要添付書類：

宇治市墓地公園墓所使用決定通知書

住民票又は外国人登録原票記載事項証明書＜申請者＞

所得証明書＜申請者及び連帯保証人＞

印鑑登録証明書＜申請者及び連帯保証人＞

納税証明書（市税滞納なし）＜申請者＞

宇治市墓地公園墓所使用許可証の発行

墓所使用料、墓園管理料の納入が確認されたあと、許可証を書留郵便により使用者本人宛に郵送いたします。使用許可証は、墓石の建立、焼骨の埋蔵時に必要であるほか、使用权を証明する重要なものですから大切に保存してください。

辞退について

墓所の使用を辞退される方は、別に定める辞退届けが必要です。印鑑、抽選結果通知書等を持参し、天瀬墓地公園管理事務所にて手続きをしてください。

使用許可の取消し

次の事項に該当する場合は、宇治市墓地公園条例により、墓所使用許可取消しの対象となりますので十分ご注意ください。

許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき

墓所使用権を譲渡し、又は転貸したとき

許可を受けた日から5年を経過しても墓石を設置しないとき

3年間墓園管理料を納付しないとき

法令または条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき

バスでお越しの方

京阪宇治駅などから京阪宇治交通バスで、宇治田原町行き、維中前・宇治田原工業団地行きに乗り、ゆうゆうの里、バス停下車3キロメートルで、所要時間は、バス下車後徒歩で約50分の道程です。